県章

山形県公報

令和８年３月27日（金）
第690号
毎週火・金曜日発行

目　　次

規　　則

○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（高等教育政策・学事文書課）…262

告　　示

○救急病院等の告示……（医療政策課）…同
○山形県総合文化芸術館の開館時間及び休館日……（県民文化芸術振興課）…同
○山形県総合文化芸術館の利用料金……（　同　）…263
○基本測量の実施の通知……（農村計画課）…同
○公共測量の終了の通知……（　同　）…同
○県営土地改良事業計画の決定……（最上総合支庁農村計画課）…264
○特定農業用ため池の指定の解除……（農村整備課）…同
○道路の区域の変更……（最上総合支庁建設総務課）…265
○同　……（庄内総合支庁建設総務課）…同
○同　……（　同　）…同
○一般国道の供用の開始……（　同　）…266
○県道の供用の開始……（　同　）…同
○同　……（　同　）…同
○都市公園の区域の変更……（都市計画課）…267
○都市計画事業の変更の認可……（下水道課）…268
○特定都市河川及び特定都市河川流域の指定……（河　川　課）…同
○特定都市河川流域における基準降雨の設定……（　同　）…269
○山形県金峰少年自然の家の利用料金……（教　育　局）…270

議　会　関　係

規　　則

○山形県議会会議規則の一部を改正する規則……271

告　　示

○昭和40年５月県議会告示第１号（山形県議会職員の旅費の調整の基準）の廃止……同

教育委員会関係

規　　則

○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……同
○山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則……272
○教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則……同

告　　示

○山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日……同

企業局関係

告　示

○山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間……273
○山形県営駐車場の利用料金…… 同

正　誤

規　則

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第21号

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和２年３月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第６条中「又は」を「、」に、「の設置する」を「又は公立大学法人東北公益文科大学の設置する」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

告　示

山形県告示第212号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院である。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

病　院　等　名	所　在　地	認　定　期　間
天童市民病院	天童市駅西五丁目２番１号	令和８年４月１日から 令和11年３月31日まで
日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地	
寒河江市立病院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	令和８年４月11日から 令和11年４月10日まで
山形県立河北病院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	
朝日町立病院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	

山形県告示第213号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年３月県条例第36号）第８条第２項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　開館時間

(1) 県産品ショップ

午前10時から午後６時まで

(2) レストラン
午前11時30分から午後３時まで及び午後５時から午後９時まで
2　休館日
(1) 県産品ショップ（別棟内店舗を除く。）
イ　１月から２月までの期間における火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときを除く。）
ロ　１月１日（イに掲げる日を除く。）
(2) 県産品ショップ（別棟内店舗に限る。）
イ　１月から２月までの期間における火曜日並びにその期間における毎月の第２水曜日及び第４水曜日（これらの日が休日であるときを除く。）
ロ　１月１日（イに掲げる日を除く。）
(3) レストラン
イ　火曜日並びに毎月の第２水曜日及び第４水曜日（これらの日が休日であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日）
ロ　12月29日から翌年の１月３日までの日（イに掲げる日を除く。）
3　適用期間
令和８年４月１日から令和14年３月31日まで

山形県告示第214号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年３月県条例第36号）第10条第２項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールに限る。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　利用料金
駐車場　30分を超える時間30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとに800円を上限とする。
2　適用期間
令和８年４月１日から令和14年３月31日まで

山形県告示第215号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　基本測量を実施する地域
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
2　基本測量を実施する期間
令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
3　作業の種類
基本測量（電子基準点測量）

山形県告示第216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

1　公共測量を実施した地域
西置賜郡飯豊町大字黒沢地内
2　公共測量を実施した期間

令和７年11月４日から令和８年３月13日まで

３　作業の種類

公共測量（用地測量）

山形県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により県営本合海畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称

県営本合海畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し

２　縦覧に供する場所

新庄市役所及び大蔵村役場

３　縦覧に供する期間

令和８年３月31日から同年４月28日まで

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第218号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第７条第１項の規定により指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除年月日
白山ため池	村山市大字河島甲字ウラ　地内	令和 8. 3.19
内越（１）	南陽市漆山字打越　地内	同
内越（２）	南陽市漆山字打越　地内	同
長堤	酒田市生石字柳沢　地内	同
大堤	酒田市生石字願瀬山　地内	同

山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　真室川鮭川線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字川ノ内字関沢745番７から 同　大石川山2946番５まで	旧	24.9メートル 〜 14.7	140メートル
同　上	新	25.3メートル 〜 14.7	同　上

山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　鶴岡羽黒線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大東町14番27から 同　日出一丁目３番84まで	旧	16.3メートル 〜 11.0	190メートル
鶴岡市大東町14番27から 同　日出一丁目３番73まで	新	19.5メートル 〜 17.9	同　上
同　上		20.5メートル 〜 10.5	199メートル

山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　道路の種類　県道

２　路線名　菅野代堅苔沢線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市五十川字安土177番２から 同　171番１まで	旧	36.0メートル 〜 35.1	14メートル

同　上	新	36.0 メートル 〜 15.6	同　上
鶴岡市五十川字安土91番８から 同　77番７まで	旧	14.0 メートル 〜 13.6	メートル 9
同　上	新	14.0 メートル 〜 9.3	同　上

山形県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路線名　345号
２　供用開始の区間　鶴岡市小名部字平沢24番１から
同　21番１まで
鶴岡市小名部字平沢15番１から
同　まで
鶴岡市小名部字平沢14番１から
同　12番１まで
３　供用開始の期日　令和８年３月30日

山形県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路線名　菅野代堅苔沢線
２　供用開始の区間　鶴岡市山五十川字小平84番から
同　94番２まで
３　供用開始の期日　令和８年３月27日

山形県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和８年３月27日から同年４月10日まで縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　路線名　鶴岡村上線
２　供用開始の区間　鶴岡市上畑町10番119から
同　10番８まで
鶴岡市馬場町２番29から
同　まで
３　供用開始の期日　令和８年３月27日

山形県告示第225号

山形県都市公園条例（昭和55年３月県条例第17号）第２条第２項の規定により定めた庄内空港緩衝緑地の区域を次のように変更し、令和８年４月１日から供用を開始する。

なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び庄内空港事務所において縦覧に供する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

庄内空港緩衝緑地の区域

次の図のとおり

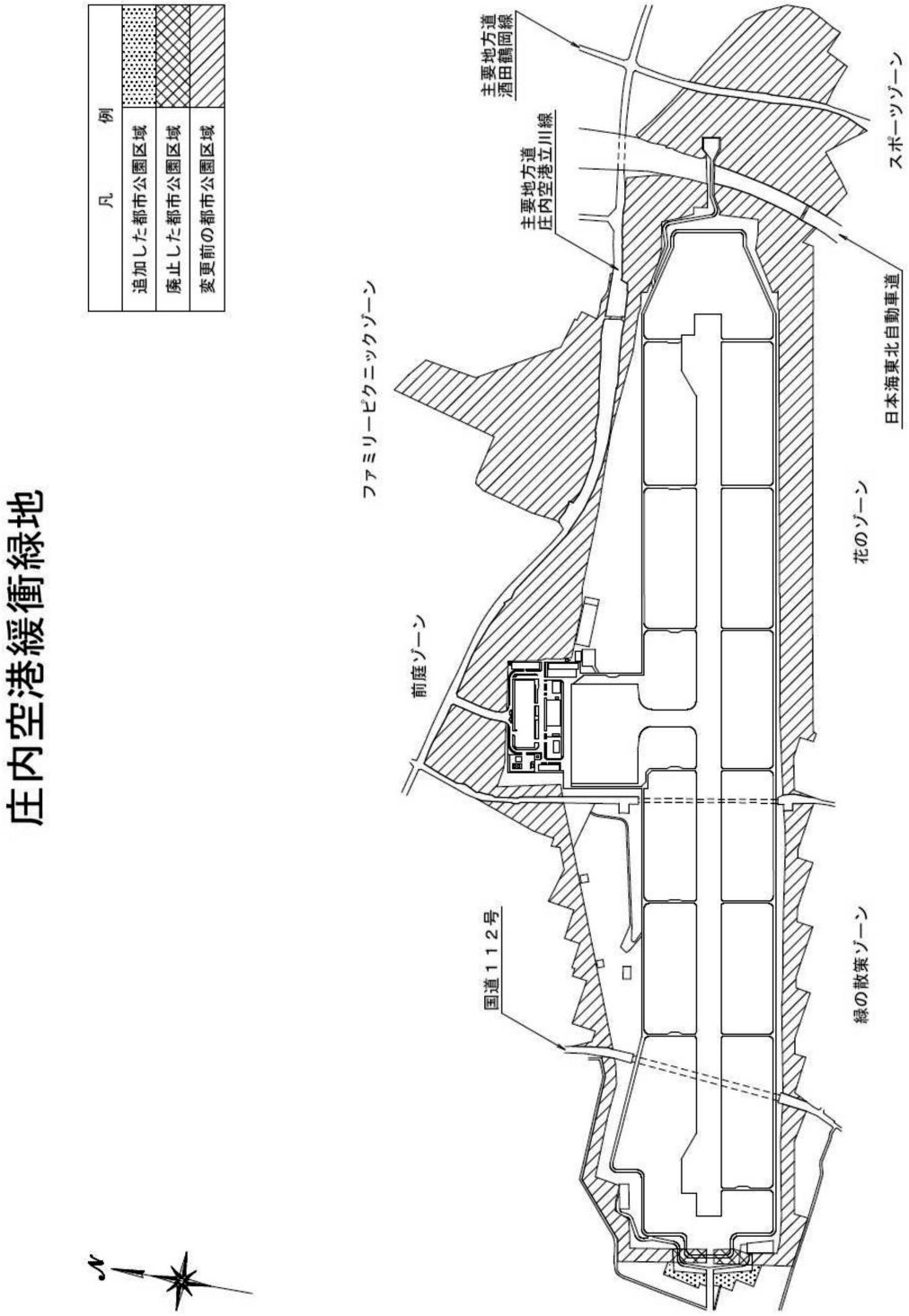

山形県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　施行者の名称

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

２　都市計画事業の種類及び名称

(1) 種　類　尾花沢都市計画下水道事業、大石田都市計画下水道事業

(2) 名　称　尾花沢公共下水道、大石田公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）尾花沢市大石田町流域関連公共下水道）

３　変更の内容

設計の概要及び事業施行期間の変更

４　事業施行期間

平成７年７月４日から令和13年３月31日まで

山形県告示第227号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第３条第４項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　特定都市河川

名　称	区　間	
	上　流　端	下　流　端
大　旦　川	左岸　村山市大字櫛山字三沢1969番４地先 右岸　村山市大字櫛山字三沢1870番６地先	最上川への合流点
新　川	東根市大字長瀞字大野2908番１地先	大旦川への合流点
大　沢　川	左岸　村山市楯岡笛田二丁目6143番33 右岸　村山市楯岡笛田二丁目6144番６地先	大旦川への合流点
蝉　田　川	左岸　村山市大字名取字蟬田954番６ 右岸　村山市大字名取字蟬田984番３	大旦川への合流点
赤　助　川	左岸　村山市大字名取字ウキ東807番６地先の市道橋下流端 右岸　村山市大字名取字ウキ808番４の市道橋下流端	蝉田川への合流点
新　山　川	左岸　村山市大字櫛山字横道3779番２の砂防堰堤下流端 右岸　村山市大字櫛山字山神廻3751番３の砂防堰堤下流端	大旦川への合流点
村山中沢川	左岸　村山市大字櫛山字山神2243番１地先 右岸　村山市大字櫛山字熊倉4202番４地先	大旦川への合流点

２　特定都市河川流域

別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課において縦覧に供する。）

山形県告示第228号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第９条第２項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（令和８年山形県告示第227号）により指定された特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

大旦川特定都市河川流域

降雨波形：中央集中型
生起確率：10年に１度
24時間総雨量　：92.7ミリメートル
最大降雨強度（１時間）：41.0ミリメートル毎時
最大降雨強度（10分間）：99.8ミリメートル毎時

時	分	降雨強度（ミリメートル毎時）	時	分	降雨強度（ミリメートル毎時）	時	分	降雨強度（ミリメートル毎時）	時	分	降雨強度（ミリメートル毎時）
0	0－10	0.8	6	0－10	1.4	12	0－10	50.4	18	0－10	1.4
	10－20	0.8		10－20	1.5		10－20	25.2		10－20	1.4
	20－30	0.8		20－30	1.5		20－30	16.6		20－30	1.3
	30－40	0.8		30－40	1.6		30－40	12.3		30－40	1.3
	40－50	0.8		40－50	1.6		40－50	9.8		40－50	1.3
	50－60	0.8		50－60	1.7		50－60	8.1		50－60	1.2
1	0－10	0.8	7	0－10	1.7	13	0－10	6.9	19	0－10	1.2
	10－20	0.8		10－20	1.8		10－20	6.1		10－20	1.2
	20－30	0.9		20－30	1.8		20－30	5.4		20－30	1.2
	30－40	0.9		30－40	1.9		30－40	4.8		30－40	1.1
	40－50	0.9		40－50	2.0		40－50	4.4		40－50	1.1
	50－60	0.9		50－60	2.0		50－60	4.0		50－60	1.1
2	0－10	0.9	8	0－10	2.1	14	0－10	3.7	20	0－10	1.1
	10－20	0.9		10－20	2.2		10－20	3.5		10－20	1.1
	20－30	0.9		20－30	2.3		20－30	3.3		20－30	1.0
	30－40	1.0		30－40	2.4		30－40	3.1		30－40	1.0
	40－50	1.0		40－50	2.5		40－50	2.9		40－50	1.0
	50－60	1.0		50－60	2.7		50－60	2.7		50－60	1.0
3	0－10	1.0	9	0－10	2.8	15	0－10	2.6	21	0－10	1.0
	10－20	1.0		10－20	3.0		10－20	2.5		10－20	1.0
	20－30	1.0		20－30	3.1		20－30	2.4		20－30	0.9
	30－40	1.1		30－40	3.4		30－40	2.3		30－40	0.9
	40－50	1.1		40－50	3.6		40－50	2.2		40－50	0.9
	50－60	1.1		50－60	3.9		50－60	2.1		50－60	0.9
4	0－10	1.1	10	0－10	4.2	16	0－10	2.0	22	0－10	0.9
	10－20	1.1		10－20	4.6		10－20	1.9		10－20	0.9
	20－30	1.2		20－30	5.1		20－30	1.9		20－30	0.9
	30－40	1.2		30－40	5.7		30－40	1.8		30－40	0.9
	40－50	1.2		40－50	6.5		40－50	1.7		40－50	0.8
	50－60	1.2		50－60	7.5		50－60	1.7		50－60	0.8
5	0－10	1.3	11	0－10	8.9	17	0－10	1.6	23	0－10	0.8
	10－20	1.3		10－20	10.9		10－20	1.6		10－20	0.8
	20－30	1.3		20－30	14.2		20－30	1.5		20－30	0.8
	30－40	1.3		30－40	20.0		30－40	1.5		30－40	0.8
	40－50	1.4		40－50	33.7		40－50	1.5		40－50	0.8
	50－60	1.4		50－60	99.8		50－60	1.4		50－60	0.8

山形県告示第229号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年３月県条例第25号）第14条第２項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区　分	利用料金の額（１人１泊当たり）
学齢に達しない者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）及び学齢に達しない者又は小中学生等を引率し、指導するため利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する社会教育関係者	490円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）並びに高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び学齢に達しない者、小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）	790円
その他の者	1,410円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

青少年教育施設の名称	施　設	利用料金の額（１室１日当たり）
山形県金峰少年自然の家	和室	240円
	会議室	240円
	研修室	770円
	食堂	770円
	体育館	3,310円
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家	研修室	240円
	大研修室	770円
	食堂	770円
	体育館	3,310円

備考

１　宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料とする。

２　次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、県外に住所を有する者のみが利用する場

合を除き、無料とする。
(1) 学齢に達しない者
(2) 小中学生等
(3) 高校生等
(4) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
(5) 学齢に達しない者、小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
(6) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者

３　宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が１日に満たないときは、１日として計算する。

２　適用期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで

議　会　関　係

規　　則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

山形県議会議長　田　澤　伸　一

山形県議会規則第１号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年３月県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「６週間」を「８週間」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

山形県議会告示第１号

昭和40年５月県議会告示第１号（山形県議会職員の旅費の調整の基準）は、令和８年３月31日限り廃止する。

令和８年３月27日

山形県議会議長　田　澤　伸　一

教育委員会関係

規　　則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

山形県教育委員会
教育長　須　貝　英　彦

山形県教育委員会規則第５号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年４月県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第42条に次のただし書を加える。

ただし、電子申請の方法により入学料を納付する者については、入学料を添えることを要しない。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

山形県教育委員会
教育長　須　貝　英　彦

山形県教育委員会規則第６号

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年８月県教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（旧法公益信託に関する経過措置）

２　公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）附則第２条第２項に規定する旧法公益信託（以下「旧法公益信託」という。）については、同項に規定する移行期間（旧法公益信託が当該移行期間内に同法第３条に規定する行政庁の認可の申請をした場合で当該移行期間内に当該申請に対する処分がされていないときにあっては、この規則の施行の日からその処分がされる日までの間）は、なお従前の例による。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止）

３　山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年２月県教育委員会規則第１号）は、廃止する。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

４　附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法公益信託の受託者がその事務所に備えなければならない書類等の作成及び保存については、なお従前の例による。

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月27日

山形県教育委員会
教育長　須　貝　英　彦

山形県教育委員会規則第７号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和２年７月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和２年文部科学省告示第１号」を「令和７年文部科学省告示第114号」に改め、「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、」を削る。

第２条第１号中「教育委員会」を「山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第２条第３号中「指針第２章第１節（１）」を「指針第１章第３節（１）」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

告　　示

山形県教育委員会告示第３号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年３月県条例第25号）第12条第２項の規定により、山形県金峰少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県教育委員会
教育長　須　貝　英　彦

１　利用時間

宿泊を伴わない利用にあっては午前９時から午後９時まで

ただし、午後５時以降の利用者がいないときは午後５時まで

２　休館日

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（４月、５月、７月及び10月にあるものを除く。）

(2) 12月29日から翌年の１月３日までの日（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家にあっては、10月21日から翌年の５月14日までの日）

(3) 毎月の第３日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（７月にあるものに限る。）の前日を除く。(4)において同じ。）

(4) 月曜日（毎月の第３日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（４月、５月、７月及び10月にあるものに限る。）及び４月30日から５月２日までの日を除く。）

３　適用期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで

企業局関係

山形県企業告示第４号

山形県営駐車場管理条例（平成２年３月県条例第15号）第８条第２項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

１　出入口の閉鎖時間

午後10時30分から翌日の午前７時まで

２　適用期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

山形県企業告示第５号

山形県営駐車場管理条例（平成２年３月県条例第15号）第10条第２項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

令和８年３月27日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

１　利用料金

区　分		料　金
一般の利用者		250円に１時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後９時30分から翌日の午前８時までの利用１回につき500円）を加算した額
遊学館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が４時間を超える場合は、４時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後９時30分から翌日の午前８時までの利用１回につき500円）
	上記以外の者	遊学館等の利用に要した時間（当該時間が２時間を超える場合は、２時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあっては、午後９時30分から翌日の午前８時までの利用１回につき500円）

備考

(1) この表において「遊学館等」とは、遊学館（山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターを含む施設をいう。）及び山形県緑町庭園文化学習施設をいう。

(2) この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

２　適用期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

正　　誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
令和 8. 2. 6	第677号	50	4	福田字八幡原199番２	本合海字矢筈山1107番137
同	同	同	6	本合海字幸地1107番137	福田字八幡原199番２

令和８年３月27日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年３月27日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。